

# 仕様書

## 1 業務の名称

平成 30 年住生活総合調査拡大調査に係る集計・分析関連業務

## 2 業務目的

住生活総合調査は、居住環境を含めた住生活全般に関する実態や居住者の意向・満足度等を総合的に調査し、住生活基本法に基づく住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上で必要となる基礎資料を得ることを目的とした 5 年周期の統計調査である。令和 3 年度に沖縄県住生活基本計画の見直しが予定されており、平成 30 年調査の結果は、現行計画の進捗状況の把握、新たな目標の設定に向けた検討等において、重要な役割を担うものである。

沖縄県では、国土交通省が実施する住生活総合調査に合わせて、調査精度を高めるために、調査対象世帯数を追加して行う住生活総合調査拡大調査を住宅・土地統計調査（総務省）の回答世帯から抽出した県内約 5 千世帯を対象に実施した。

本業務では、総務省から平成 30 年住宅・土地統計調査のデータの提供を受けて、両調査を紐付けし、また、令和 2 年度には国土交通省から平成 30 年住生活総合調査のデータ提供がなされることから、沖縄県実施の住生活総合調査拡大調査と国実施の住生活総合調査のデータを結合することにより、調査精度の高い集計・分析を行い、沖縄県住生活基本計画の見直しに向けた検討において必要となる適切な資料を得ることを目的とする。

## 3 業務内容

### (1) 平成 30 年住生活総合調査拡大調査と平成 30 年住宅・土地統計調査の個票データの紐付け

沖縄県が総務省統計局から取得する平成 30 年住宅・土地統計調査の個票データ（空き家等を含む約 3.8 万戸分）から、平成 30 年住生活総合調査拡大調査に回答した世帯の個票データ（1,268 世帯分）を抽出し、両調査の個票データを世帯ごとに結合する。結合に当たっては、両調査間の回答の不整合を検出し、合理的な修正を行う。

なお、両調査の個票データは、共通の市区町村番号、調査区番号、建物番号、住戸番号を含んでいる。

### (2) 平成 30 年住生活総合調査拡大調査と平成 30 年住生活総合調査（国土交通省）の沖縄県データの結合

(1) により作成された結合済み個票データと別途提供される結合済み平成 30 年住生活総合調査（国土交通省）のデータ（最大 876 世帯分）を結合する。

### (3) 平成 30 年住生活総合調査拡大調査の集計

(2) により作成された結合済み個票データを使用し、「6 圏域区分」ごとに集計事項一覧表（参考資料）に基づき統計表を作成する。集計に当たっては、個票データから沖縄県値を算出するための各データの拡大係数を算定し、個票データに付加するとともに、誤差率を算出する。

なお、今後、集計事項の変更を行うことがある。

### (4) 平成 30 年住生活総合調査拡大調査の分析

(3) の集計結果を分析し、過去の住生活総合調査及び住宅需要実態調査の結果との比較を含めて、住生活の実態把握、将来予測、政策課題の抽出等を行う。また、主要な集計・分析結果をテーマごとにビジュアル化した一般公表用資料を作成する。（住生活総合調査（国土交通省実施）分析資料より 15 項目程度を選定）

#### (5) 報告書の作成等

平成30年調査の集計・分析業務の総括及び次回調査における集計・分析業務に向けた課題の抽出と改善提案と併せ、(1)～(4)の成果を下記仕様により報告書にとりまとめ、納品する。

##### 【報告書の仕様】

###### 統計表編

- ・原稿枚数 …… A4-500枚
- ・印刷 …… タイプ印刷
- ・製本 …… 左くるみとじ(両面印刷)
- ・規格 …… A4、タテ、横書き
- ・用紙 …… 再生紙(45kg)
- ・部数 …… 10部

###### 集計・分析編

- ・原稿枚数 …… A4-30枚
- ・印刷 …… タイプ印刷
- ・製本 …… 左くるみとじ(両面印刷)
- ・規格 …… A4、タテ、横書き
- ・用紙 …… 再生紙(45kg)
- ・部数 …… 10部

##### ※その他留意事項

- ・業務の打合せは月1回程度とし、沖縄県土木建築部住宅課の指示に応じて管理者が出席するものとする。
- ・検討に必要な資料で、沖縄県土木建築部住宅課が所有するものは、貸与する。

#### 4 実施期間

契約締結の翌日から令和3年3月25日(金)まで

#### 5 成果品

##### (1) ①平成30年住生活総合調査拡大調査結果 統計表編報告書

(A4版ペーパー 500ページ程度) 10部

##### ②平成30年住生活総合調査拡大調査結果 集計・分析編

(A4版ペーパー 30ページ程度) 10部

##### (2) 報告書の原稿(電子データをCD-Rに格納したもの) 一式

※Microsoft Word/Excel/PowerPoint 2016により加工が可能な形式及びPDFファイルにて納めること。

##### (3) その他調査職員の指示するもの

※成果品一式の著作権は、沖縄県に帰属するものとする。なお、受注者側でも同様のものを5年間保管すること。

#### 6 圏域区分

圏域区分は、以下のとおり

##### 北部圏域

名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村、伊是名村

### 中部圏域

宜野湾市、沖縄市、うるま市、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町

### 南部圏域

那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、与那原町、南風原町、八重瀬町、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村

### 宮古圏域

宮古島市、多良間村

### 八重山圏域

石垣市、竹富町、与那国町

(下線の地方自治体については、H30 調査データなし)

## 7 秘密の保持

(1) 受注者は、本仕様書に基づく業務の実施時及び業務完了後も業務を履行する上で知り得た情報を、第三者に漏らし、盗用又は本調達以外の目的のために利用してはならない。

また、受注者は、発注者から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。

(2) 発注者が提供する資料は、原則貸出しとし、調査職員の指定する日までに返却すること。なお、当該資料は複製してはならず、原則として第三者に提供又は閲覧させてはならない。

(3) 調査表情報等（注）については、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（平成 17 年 3 月 31 日各府省統計主管課長等会議申合せ。平成 29 年 3 月 3 日最終改正）に基づき適切に管理すること。

（注）「調査票情報等」とは、統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されているもの及び調査対象名簿、調査対象地図その他の関係書類等に記録されている被調査者等の識別を可能とする情報並びにこれらの情報が記録されている関係書類等をいう。

(4) 受注者は、本業務に関連して知り得た情報について、業務完了後は、発注者の指示により、返却又は消去等の処分を行うこと。廃棄に際して、紙資料については裁断又は溶解、電磁的記録については復元ソフトウェアを用いても復元できないように消去を行うこと。本調達において受注者が作成した情報についても、調査職員からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(5) 受注者は、本業務に基づき配置する全ての者に対し、研修又は指導を通じて秘密保持義務があることについて周知徹底すること。

(6) 受注者は、本業務に基づき配置する全ての者と、個別に退職後も有効な守秘義務契約を締結していること。

(7) 受注者は、本業務に基づき配置する全ての者から、個別に上記①に示す内容を含む誓約書を徴すること。

(8) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱事項」を遵守すること。

## 8 瑕疵担保責任

- (1) 納入成果物に瑕疵があるときは、発注者は、受注者に対し、相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償の請求をすることができる。
- (2) 瑕疵の修補又は損害賠償の請求及び契約の解除は、納入から3年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。

## 9 一括下請負の禁止等

- (1) 受注者は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

なお、「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等の業務等であって、本業務においては、調査票等の調製、調査対象世帯の抽出、回収済み調査票の精査・確認・単純集計等の業務を指すものとする。

- (2) 受注者は、上記(1)の主たる部分を除く業務を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」という。)は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

- (3) 上記(2)は、受注者が、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型制作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借り上げ等の軽微な業務を再委託しようとする場合は、適用しない。

## 10 業務環境改善の実施

業務環境に関しては、業務環境改善実施要領の3. 取組内容について、業務着手時の打ち合わせ時に協議し、取組内容を設定すること。なお、取組内容は打ち合わせ記録簿へ記録すること。

当該要領については、沖縄県技術・建設業課のホームページ(下記アドレス)を参照すること。

<https://www.pref.okinawa.jp/doboku/gijiken/kankeitoshou.html>

## 11 その他

- (1) 受注者は、善良な管理者の注意をもって、本業務を実施する義務を負うものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義については調査職員と協議のうえ、その指示に従うこと。
- (3) 本業務の実施にあたっては、受注者は、発注者と密接な連携の下、作業を実施すること。

また、発注者は、本業務に疑義が生じた場合、必要に応じて、受注者に対し、作業状況について報告を求めるとともに、監査を行う事等により確認でき、作業内容の改善要請を行うことができる。

なお、改善要請を受けた場合、受注者は、10業務日以内に改善の具体的な内容を整理して発注者に提出し、発注者の承認を得なければならない。

**個人情報取扱特記事項****(基本的事項)**

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

**(秘密の保持)**

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

**(適正管理)**

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

**(作業場所の特定)**

第4 乙は、甲の特定する作業場所において、個人情報を取り扱うものとする。特定した作業場所から当該個人情報を持ち出すことは、厳禁とする。

**(収集の制限)**

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

**(目的外利用・提供の禁止)**

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

**(複写又は複製の禁止)**

第7 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

**(事務従事者への周知)**

第8 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

**(再委託の禁止)**

第9 乙は、この契約による個人情報取扱事務については自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りでない。

**(資料等の返還等)**

第10 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

また、甲の承諾を得て再委託をした場合、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。

**(調査)**

第11 乙は、この契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

**(事故発生時における報告)**

**第12** 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

**(損害賠償)**

**第13** 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。

(注) 1 「甲」は実施機関、「乙」は受託者をいう。